

## ご利用ください 病児・病後児 保育所



「子どもが病気だけど仕事を休めない」「急な用事、冠婚葬祭などで病気の子どもの預かってほしい」そのようなときは、病児・病後児保育所「げんきキッズ」をご利用ください。安心してお子さんを預けられる施設で、保育士と看護師が責任を持ってお預かりします。

- ▶施設 病児・病後児保育所「げんきキッズ」  
(小見1401-1 南川げんきクリニック隣)
- ▶対象 乳幼児～小学3年生
- ▶保育時間 午前8時～午後6時(月～金曜日)
- ▶利用料金 2,000円(生活保護世帯・市町村民税非課税世帯の方は無料)
- ▶定員 1日4人
- ▶問い合わせ 病児・病後児保育所「げんきキッズ」 ☎090-8111-8751または子育て支援課保育担当(内線263)

## 国民健康保険に加入の高齢者の皆さんへ (70歳以上で後期高齢者医療制度に該当しない方)

国民健康保険高齢受給者証が8月1日(日)に更新となることから、新しい受給者証を7月中旬にお届けします。

医療機関などの窓口で支払う一部負担金の負担割合は、市民税の課税所得により1割(平成23年4月1日からは2割に変更予定)または3割(課税所得が145万円以上)となります。このうち負担割合が3割の方で、次に該当する場合は、申請により負担割合が1割(平成23年4月1日からは2割に変更予定)となりますので、7月30日(金)までに保険年金課へ申請してください。

なお、8月以降の申請による負担割合の変更は、申請した月の翌月1日からの適用となります。

### ▶申請により負担割合が1割となる場合

【同じ世帯に70歳以上75歳未満の国保加入者が1人】

平成21年中の収入額が383万円未満

【同じ世帯に70歳以上75歳未満の国保加入者が2人以上】

上記対象者の平成21年中の収入合計額が520万円未満

※8月から平成23年7月末日までの間で、同一世帯に国保から後期高齢者医療制度へ移行する方がいることで、現役並み所得者になった高齢者国保単身世帯の場合、後期高齢者医療制度に移行した特定同一世帯所属者(\*)を含めた収入合計が520万円未満の方は、申請により「一般」の区分と同様となり、自己負担割合は1割(平成23年4月1日からは2割に変更予定)となります。

\*後期高齢者医療制度の適用により、国民健康保険の資格を喪失された方で、その喪失日以降も継続して同一の世帯に所属する方。(世帯主の異動があった場合や喪失日から5年を経過した場合は特定同一世帯所属者ではなくなります)

### ▶申請に必要なもの

- ・国民健康保険高齢受給者証
- ・印鑑
- ・確定申告書の写しなど収入が確認できる書類

▶問い合わせ 保険年金課国保担当(内線271・272・273)

## 子育てマスター 養成セミナー



- ▶日時 【第1回】9月2日(木)・3日(金)  
【第2回】9月13日(月)・14日(火)  
いずれも午前10時～午後3時30分
- ▶場所 With Youさいたま4階セミナー室  
(さいたま市中央区新都心2-2)
- ▶内容 今求められている親子支援、子どもの発達、カウンセリングの基礎、安全管理と応急処置など、親子支援の基礎的知識について学びます。
- ▶定員 各120人(先着順)
- ▶受講料 無料
- ▶申し込み 参加申込書に必要事項を記入のうえ、8月10日(火)までに郵送またはFAXで埼玉県福祉部子育て支援課【郵送】〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1【FAX】048-830-4784 ※参加申込書は県ホームページからダウンロードするか市役所子育て支援課(6番窓口)でも配布しています。  
【県ホームページ】<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/kosodate-master-master-boshuu.html>
- ▶問い合わせ 埼玉県子育て支援課 ☎048-830-3330

## 後期高齢者医療制度に加入の 被保険者の皆さんへ

後期高齢者医療被保険者証が8月1日(日)に更新となることから、新しい保険証を7月中旬にお届けします。

医療機関などの窓口で支払う一部負担金の負担割合は、市民税の課税所得により1割または3割(課税所得145万円以上の被保険者が同一世帯にいる方)となります。このうち負担割合が3割の方で、世帯における後期高齢者医療制度の被保険者の平成21年中の収入合計額が次の場合、申請により負担割合が1割となりますので、7月30日(金)までに保険年金課へ申請してください。

なお、8月以降の申請による負担割合の変更は、申請した月の翌月1日からの適用となります。

### ▶申請により負担割合が1割となる場合

【同じ世帯に被保険者が2人以上】

被保険者の収入合計額が520万円未満

【同じ世帯に被保険者が1人で、次のいずれかに該当】

- ① 被保険者本人の収入額が383万円未満
- ② ①に該当しない方で、70～74歳の方(後期高齢者医療制度の被保険者を除く)を含めた世帯の収入額が520万円未満

### ▶申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・確定申告書の写しなど収入が確認できる書類

▶問い合わせ 保険年金課医療担当(内線226・227)